

神奈川県社会福祉士会 自主活動グループ
「神奈川国際・多文化ソーシャルワーク研究会」2017年6月講演会



演題：高校は出たけれど！入管法の在留資格の問題について
外国籍高校生を阻む就職・進学の高い壁とは？

講師：東京パブリック法律事務所

弁護士（東京弁護士会所属） 雨宮奈穂子 氏

外国人が日本に入国・在留できるのは、「出入国管理及び難民認定法」という法律に基づいて、細かく分類されている27種類の在留資格のどれかに当てはまる人だけであるということを皆さんはご存知でしょうか。皆さんが日頃、コンビニで良く見かける若い外国人店員もこの27種類の中の在留資格を得て働いているのです。（殆ど「留学」の資格が多い）

今回は、法律の専門家である弁護士、雨宮奈穂子先生を講師にお招きし、日本の外国人在留資格の基本的な枠組みとその問題点、更に外国籍の親を持つ高校生が卒業後の進路である就職、進学をする場合、高いハードルとなる「在留資格」問題をクリアしなければならないケースが多いのですが、そこにも焦点をあてて、お話をしてもらいます。

在留資格をもつて在留する親の扶養を受けて、日本に在留する子供は、主に「家族滞在」等の在留資格で日本に住み、学校に通うのですが、努力して首尾よく高校を卒業しても、在留資格の問題がすんなりとは行かず、就職や進学がとん挫して、日本の社会に定着できないことがままあるのです。当日は、雨宮講師から、法務省の対応を含め、その間の法的問題について、分かり易く説明をとお願ひしています。

日本は、外国人・移民難民アレルギー国家と言われてはいますが、どうぞ、多くの方にご参集頂き、多文化共生の関連のこの問題について、エキスパートの話に耳を傾けてみませんか。

【講師プロフィール】

雨宮奈穂子氏 (Nahoko Amamiya)

弁護士法人 東京パブリック法律事務所 弁護士（東京弁護士会所属）

山梨県甲府市出身 東京大学法学部卒業 司法試験合格後、パリ第1大学修士号
取得《フランス司法専修》

人生のモットー：「笑える心境にあるだけで、その人は既に勝っている」

主取扱い分野：一般民事、消費者問題、知的財産法、外国人問題（仏語話者）



主催 神奈川県社会福祉士会 承認 自主活動グループ
「神奈川国際・多文化ソーシャルワーク研究会」
(会長 平田美智子 和泉短大教授)

日時 2017年6月23日(金) 18:30 ~ 20:30 (受付 18:00~)

場所 西区福祉保健活動拠点(横浜市西区高島2-7-1、ファースト
プレイス横浜3階、横浜日産ビル隣 横浜駅東口から徒歩4分)

定員 約40名/参加費：無料

締め切り 特にありません。当日に直接来場でも可です。一般の方も大歓迎。

お問い合わせ 神奈川県社会福祉士会事務局 宛て：
お申し込み 電話：045-317-2045 FAX：045-317-2046
E-mail：info@kacsw.or.jp <http://www.kacsw.or.jp>
研究会事務局担当 明星圭介(あけぼし) 宛て：
電話：090-4399-6945 E-mail: westendk@hotmail.com